

令和8(2026)年度「ネットパトロール事業」業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

栃木県教育委員会事務局学校安全課

1 事業概要

(1) 事業名

令和8(2026)年度ネットパトロール事業

(2) 業務内容

別添「業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日(水)まで

(4) 契約金額の上限

1,905,860円(消費税額及び地方消費税額を含む)

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局学校安全課

電話 028-623-3359 FAX 028-623-2956

Email gakuan@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有する者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成22年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

(6) 詹謗中傷の投稿などの検索・監視・削除代行等の実績があり、その成果物を資料等で確認できること。

(7) 連絡調整に隨時対応できる者であること。

(8) 本件業務委託について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること。

3 実施スケジュール

(1) 実施要領等の公表

令和8(2026)年2月13日(金)

(2) 実施内容等に関する質問受付期限

令和8(2026)年2月18日(水)17時まで

(3) 質問に対する回答

令和8(2026)年2月24日(火)まで

(4) 参加表明書の提出期限

令和8(2026)年2月27日(金)正午まで

(5) 参加資格審査結果通知書の送付

令和8(2026)年3月4日(水)まで

(6) 企画提案書の提出期限

令和8(2026)年3月11日(水)17時まで

(7) 選定委員会の実施

令和8(2026)年3月中旬予定

(8) 審査結果の通知

令和8(2026)年3月下旬予定

4 応募手続き

(1) 質問及び回答

実施内容等に関する質問は、質問書(様式1)により、電子メールで行うこと。

ア 受付期間：公募開始日～令和8年2月18日(水)17時必着

イ 回答期日：令和8年2月24日(火)

ウ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等(様式2、様式3)及び関係書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和8年2月27日(金)正午必着

イ 提出場所：1(5)に記載の担当所属

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月3日(火)までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知書の受領後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書は1者1提案とする。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出期限：令和8年3月11日(水)17時必着

イ 提出書類

(ア) 企画提案書(任意形式)

次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は、任意とする。

① 企画提案内容

② 会社概要(※情報セキュリティ関係取組の有無)

③ 業務実施体制

④ 類似事業の事業実績

⑤ 見積額

※情報セキュリティ関係取組の例

- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格等の認証取得状況
- ・プライバシーマークの取得状況
- ・情報セキュリティ監査の実施状況
- ・従業員における情報セキュリティに関する資格取得、研修受講等の状況
- ・その他情報セキュリティに関する取組

（イ）見積書（任意様式）

栃木県知事宛ての見積書（総額、内訳、消費税を明記）とし、企画提案書の見積額と整合させること。

ウ 提出部数

上記（ア）については、正本1部、副本8部提出すること。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

上記（イ）については1部（正本）を提出すること。

（4）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

（1）審査基準

別表「企画提案書審査基準」のとおり

（2）プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。

（3）審査方法

審査にあたっては、別に定める業務委託業者選定委員会が、審査基準に基づき、提出された企画提案書に書かれた内容と応募者によるプレゼンテーションで評価を行う。なお、また、選定委員は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

（4）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、（3）による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方

の候補者として選定する。

- イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ 応募者が1者の場合には、企画提案書に書かれた内容と応募者によるプレゼンテーションで評価し、審査委員の合意をもって契約候補者として選定する。

(5) その他

- ア 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - (ア) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - (ウ) 見積書の金額が1(4)の契約金額の上限を超える場合
 - (エ) 選考の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (オ) 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わずに故意に接触を行った場合
 - (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、以下の項目について栃木県ホームページに公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点
※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

7 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、栃木県財務規則等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結する。なお、契約内容には別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」が含まれる。
- (2) 契約代金の支払は、業務完了検査後の精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。なお、この場合、審査での総合点が次順位の者を候補者とする。
- (4) 提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

8 その他

- (1) 契約の相手方の候補者として選定された者が次に掲げる事項に該当した場合は、その選定を無効とする。
 - (ア) 2に記載の参加資格を保有していない場合
 - (イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- (ウ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - (エ) 選考の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (オ) 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わずに故意に接触を行った場合
 - (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) 本要領は、令和8(2026)年2月13日時点のものであり、栃木県議会での予算成立が前提となる。